○三条地域水道用水供給企業団布設工事監督者及び 水道技術管理者に関する規程

> 平成25年 3月25日 規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条に規定する水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)及び第19条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)の指名及び任命並びに職務の内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の指名)

第2条 布設工事監督者は、三条地域水道用水供給企業団水道法施行条例(平成24年条例 第1条。以下「水道法施行条例」という。)第3条に規定する資格を有する職員のうちか ら、企業長が指名する。

(布設工事監督者の職務)

第3条 布設工事監督者は、水道法施行条例第2条に規定する水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う。

(技術管理者の任命)

第4条 技術管理者は、水道法施行条例第4条の資格を有する職員のうちから、企業長が 任命する。

(技術管理者の職務)

- 第5条 技術管理者は、次の各号に掲げる事項に関する職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。
 - (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
 - (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
 - (3) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
 - (4) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
 - (5) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
 - (6) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
 - (7) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。
 - (8) その他水道技術上の重要な事項に関すること。

- 2 技術管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる検査等及び第8号に掲げる事項に 関する措置を行った場合、その事項が重要又は異例と認められるときは、企業長に報告 しなければならない。
- 3 技術管理者は、第1項第6号及び第7号に規定する措置をとる場合は、事前に企業長へ報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で事前に報告できないときは、事後、速やかに企業長へ報告しなければならない。

(技術管理補助者の設置等)

- 第6条 技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者(以下「補助者」という。)を置く。
- 2 補助者は、別に定める者をもって充てる。
- 3 補助者は、当該職務の執行に関し適宜技術管理者に報告を行うものとする。ただし、特に重要又は異例な事項については、事前に技術管理者に報告しなければならない。 (その他)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。